

新温泉町 和泉谷残土処分場 利用の手引き

令和2年9月4日
新温泉町 和泉谷残土処分場
新温泉町 建設課

1. 建設残土の定義と使用料

この残土処分場の使用は、新温泉町内の公共事業等で発生する「建設残土」の埋立てに限られます。建設残土とは新温泉町内で施工される公共工事及び民間工事により発生する土砂であり、一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物、その他これらに類する廃棄物が混入していないものとします。また、搬入する建設残土は、別に定める許可基準に適合するものに限りです。

○使用料………1,750円/トン (消費税込み)

2. 受入場所

- ・和泉谷残土処分場 …… 兵庫県美方郡新温泉町戸田字和泉谷 689番5
- ・和泉谷残土処分場 管理事務所 …… 兵庫県美方郡新温泉町戸田字和泉谷 689番5
〒669-6746 Tel.0796-82-0921
Fax.0796-82-0922

3. 受入時間と休日

- (1) 受入時間：午前8時45分～午後4時30分（ただし、正午から午後1時までを除く）
※4月～9月までは、終了時間を15分延長して午後4時45分とします。
- (2) 休日：①土・日曜日、国民の祝日
②年末年始（12月29日～1月3日まで）
③町長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日とします。

4. 受入重量の算定

- (1) 建設残土の受入重量 t は、搬入車両の総重量 kg から空車重量 kg を減じて算定します。受入重量 t が1トン未満の時は1トンとし、1トンを超える場合は端数が500kg未満は切捨て、また500kg以上は切上げてトン単位に算定します。
- (2) 搬入車両の重量は、和泉谷残土処分場 管理事務所（トラックスケール）で計量します。

5. 残土処分場の使用の手続き

- (1) 使用希望者は、使用予定日の5営業日前までに『和泉谷残土処分場 使用許可申請書』を管理事務所に提出して下さい。

○『和泉谷残土処分場 使用許可申請書』と併せて提出いただく別添必要書類は下記の通りです。

- ・工事請負契約書の写し
- ・建設残土の発生場所及びその付近を明らかにした見取り図
- ・建設残土の仮置き場所及びその付近を明らかにした見取り図
- ・建設残土の写真（残土の全体像と、土の状態が分かる接近画像）
- ・搬入車の車検証の写し（残土の搬入前日までに提出）
- ・残土搬入計画書 (残土の搬入前日までに提出)

※ 建設残土の検査の日時については、後日、検査担当者からお伝えしますので、立会いをお願いします。尚、事前の残土検査が難しい工事の場合は協議して下さい。

- (2) 建設残土の仮置き場にて、申請者の立会いのもと残土の検査を行います。
- (3) 検査に合格した場合に、請求書と納入通知書を交付しますので使用料を納付して下さい。
- (4) 使用料の納入確認のため、領収書（写し）を管理事務所に Fax するか、もしくは持参して下さい。
- (5) 納入の確認ができしだい、管理事務所において次の4点を交付します。
- ① 和泉谷残土処分場 使用許可証
 - ② 搬入車票（管理事務所で保管し、搬入時に交付します）
 - ③ IC カード（管理事務所で保管し、搬入時に交付します）
 - ④ 使用券（管理事務所で保管します。残土の搬入が完了し使用券が余った場合は、使用券を返却します）
- （注）使用券には有効期限があります。有効日を過ぎた使用券は使用できませんのでご注意ください。使用券の有効期限は、使用料の納入日から1年間です。
- (6) 搬入予定がない日は、建設残土処分場が閉鎖されますので、搬入予定の変更が生じた場合は、速やかに管理事務所または新温泉町役場・建設課に連絡して下さい。
(管理事務所:Tel.0796-82-0921、建設課:Tel.0796-82-3115)
- (7) 搬入する建設残土が使用許可証の重量 (t) を超える場合は、超過する重量 (t) 分の『和泉谷残土処分場 使用許可申請書』に前回の使用許可証の写しと残土搬入計画書を添付して管理事務所に提出し、使用券を追加購入して下さい。
納入通知書を交付しますので使用料を納付して下さい。
納入の確認ができしだい、使用券を交付します。尚、請求書と使用許可証の交付は後日になる場合があります。

6. 搬入・退出手順

残土処分場では、次の順序で搬入・退出して下さい。

《受付：管理事務所》

- (1) 一日の搬入の開始時に、申請者名と工事名、搬入車両の登録番号（ナンバープレート）を管理事務所に伝えて、搬入車票と IC カードを受取して下さい。
- (2) 搬入車票を搬入車両のフロントガラスの運転手側に掲示します。

《搬入時：管理事務所前》

- (1) 搬入車票を提示して、トラックスケールの前で一旦停止します。
10 t ダンプの場合は、コボレーンを下げて下さい。
- (2) 遮断機が上がってから、ゆっくりとトラックスケールに進入し、IC カードを操作ターミナルにタッチします。操作ターミナルにタッチすることで計量を開始します。
- (3) 計量が完了すると操作ターミナルからレシートが発行されます。レシートを受取り、ゆっくりとトラックスケールから降ります。残土処分場内に移動して下さい。
尚、レシートには日時と車番、総重量 kg、空車重量 kg、受入重量 t 等が表示されます。

《残土処分場内》

- (1) 係員の指示に従って土降ろしして下さい。

《残土処分場内：タイヤ洗浄機》

- (1) タイヤ洗浄機の前で一旦停止し、ゆっくりとタイヤ洗浄機に進入してタイヤを洗浄します。
タイヤ洗浄機は 15 秒～20 秒位かけて通過して下さい。

《当日の搬入終了時：管理事務所》

- (1) 一日の搬入の終了時に、搬入車票と IC カードを管理事務所に返却して下さい。
- (2) 当日の計量伝票と受入集計表・受入明細表を受取して下さい。

7. 建設残土の搬入許可基準

搬入する建設残土は、次に定める許可基準に適合するものに限りです。

ゴミ、木くず、コンクリート塊、アスファルト塊、直径が 30 cm以上の岩石等は事前に取り除き、許可基準に適合する状態にした上で残土検査を受けて下さい。

【 許可基準 】

- (1) 有害物質を含まないもの。
- (2) 水質汚濁を生じないもの。
- (3) ゴミ、ビン、缶等の一般廃棄物が混入していないもの。
- (4) がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、廃油、燃え殻等の産業廃棄物が混入していないもの。
- (5) 廃石綿・廃 PCB 等、廃油等の特別管理廃棄物及び、その他の廃棄物が混入していないもの。
- (6) コンクリート塊・アスファルト塊が混入していないもの。
- (7) 岩石の最大径がおおむね 30 cm以下のもの。
- (8) 泥状の状態でないもの（標準ダンプトラックに山積みができ、その上を人が歩ける状態であるもの）
【コーン指数がおおむね 200kN/m²以上または一軸圧縮強度がおおむね 50kN/m²以上のもの】
- (9) 運搬中の練り返しで泥状を呈さないもの。
- (10) 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂については、粒子が直径 74µm（マイクロメートル）を超える粒子をおおむね 95%以上を含み、泥状の状態ではなく十分に水分を除去したもの。
- (11) 薬液注入等による土壌改良がなされたものでないもの。ただし、予め協議して前各号に適合することが認められたものを除く。

8. 残土処分場を使用する際の注意事項

残土処分場に建設残土を搬入する場合、次の点を必ず守って下さい。

- (1) 運搬中、土砂が飛散、流出または落下しないよう、車両の覆蓋の励行等十分な措置を講ずるとともに、道路交通法等の法令を守って下さい。
- (2) 搬入・退出の際は、指定の進入道路を必ず利用して下さい。
- (3) 残土処分場は、過積載車両の利用はできません。
- (4) 残土処分場内では、係員が保安上及び管理上指示する事項を守って下さい。
- (5) 使用許可証を交付した工事の建設残土が、途中で土質が変わった場合は申し出て下さい。許可基準に適合するか再度検査します。
- (6) 許可基準に適合しない、建築廃材、ガラスくず、及び陶磁器くず等を混入しないで下さい。
- (7) すでに受入れた建設残土でも、その土砂等が許可基準に適合しない場合は、引き取って頂きます。
- (8) 故意または過失によって和泉谷残土処分場に損害を与えたときは、賠償して頂きます。
- (9) 購入した使用券以上の残土を搬入した場合は、不足分の使用券を購入して頂きます。
管理事務所では夕方の受入終了後に当日の受入重量 (t) を集計して、管理事務所では預かっている使用券から抜き取ります。そのため、使用券に不足が発生した場合は、使用許可申請書を管理事務所に提出して使用券を購入して下さい。
- (10) 一日の搬入開始時に使用券が無い場合は、残土の搬入は出来ません。
計量伝票と操作ターミナルからのレシートにより、購入した使用券の残り重量 (t) の管理を申請者自ら行い、残土の搬入に支障が出ないように注意して下さい。
- (11) 購入した使用券は払い戻しできませんが、申請者の他の工事に流用することはできます。尚、使用券には有効期限があり、有効期限は使用料の納入日から 1 年間です。

9. その他

申請書等の提出先及び問い合わせ先は、下記までお願いします。

○和泉谷残土処分場 管理事務所 … 兵庫県美方郡新温泉町戸田 689-5

Tel.0796-82-0921 Fax.0796-82-0922

※管理事務所が閉まっている場合は、新温泉町役場・建設課までお願いします。

○新温泉町役場・建設課 … 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1

Tel.0796-82-3115 Fax.0796-82-2970

和泉谷残土処分場の利用手続きの流れ

